

第二八回

参第三号

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を改正する法律（案）

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「第十三条」を「第十三条の三」に改める。

第八条第二項中「粉じん作業以外の作業」を「当該事業において粉じん作業以外の作業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 使用者は、第一項の勧告を受けたときは、当該勧告の実施について、当該労働者及び当該労働者の属する労働組合（当該労働組合がない場合において当該事業場における労働者の過半数を代表する者があるときは、その者）と協議しなければならない。

第九条中「前条第一項」を「第八条第一項」に、「、当該事業において粉じん作業以外の作業につくことができないときは」を「当該事業において粉じん作業以外の作業につくことができず、かつ、就労施設において就労することができないときは」に改め、同条を第九条の二とし、第八条の次に次の一条を加える。

（就労施設の設置）

第九条 政府は、前条第一項の勧告に係る労働者で当該事業において粉じん作業以外の作業につくことができないものために適当な就労のための施設（以下「就労施設」という。）を設ける。

第十条を次のように改める。

（転換給付）

第十条 政府は、第八条第一項の勧告に係る労働者が次の各号に規定する場合の一に該当するに至つたときは、その者に対して、当該各号に規定する期間につき転換給付を行う。

一 作業の転換により当該事業において粉じん作業以外の作業に従事する場合は、当該作業の転換の日以後当該事業を離職する日までの期間（当該労働者が労働しないため賃金を受けない期間を除く。）

二 就労施設において就労する場合は、当該就労期間（当該労働者が労働しないため賃金を受けない期間を除く。）

三 当該事業において作業の転換により粉じん作業以外の適当な作業につくことができないため当該事業を退職し、かつ、就労施設において就労することができない場合又は当該事業から解雇（当該労働者の責に帰すべき事由による解雇、けい肺以外の心身の故障のため職務の遂行に耐えられないことによる解雇及び事業の継続又は現状維持が不可能になつたことによる解雇を除く。）され、かつ、就労施設において就労することができない場合は、年令満五十五才に至るまでの間において、他の事業（事務所を含む。）に使用される期間若しくは再び当該事業に使用されるに至つたときは当該事業に使用される期間（これらの期間のうち当該労働者が労働しないため賃金を受けない

い期間を除く。)又は自ら事業を営む期間

- 2 前項第二号又は第三号の期間中において、当該労働者又は労働者であつた者を粉じん作業に従事させていた当該事業が廃止されたときは、政府は、前項の規定にかかわらず、その廃止の日の後については転換給付を行わない。

(転換給付の額)

第十条の二 転換給付の月額、基準賃金月額から、当該月について当該労働者に支払われるべき賃金(自ら事業を営む者については、当該事業による所得)の総額を控除して得た額とする。ただし、その控除して得た額が基準賃金月額の百分の三十をこえる場合は、基準賃金月額の百分の三十に相当する額とする。

- 2 前項の基準賃金月額は、当該労働者又は労働者であつた者につき、第八条第一項の勧告のあつた日を労働基準法第十二条に規定する平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして、同条の規定を適用して得た平均賃金の額に三十を乗じて得た額とする。ただし、計算されるべき転換給付の基礎となる月における当該労働者の実労働日数が、当該月における所定労働日数に満たない場合においては、所定労働日数に満たない日数の当該所定労働日数に対する割合をその額に乗じて得た額を控除する。
- 3 第一項の賃金及び所得の額の算定並びに前項の労働日数の算定について必要な事項は、労働省令で定める。
- 4 労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、基準賃金月額の改訂について準用する。

(転換給付の支給方法)

第十条の三 転換給付は、労働省令の定めるところにより、毎月、前月分を支給する。

(転換給付の賃金等へのみなし規定)

第十条の四 転換給付は、他の法令の適用については、当該労働者又は労働者であつた者が支給期月において労働の対償として受ける賃金、給料その他の報酬の一部とみなす。

- 2 転換給付は、当該労働者を使用する者が当該労働者に関して法令に基き負担する手当、補償、負担金、保険料等で労働省令で定めるものの算定にあつては、その額をその支給期月における当該算定の基礎に算入する。

第十一条第一項中「二年間」を「療養を必要とする間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(休業補償等の附加給付)

第十一条の二 政府は、労働省令の定めるところにより、けい肺にかかつた労働者又は労働者であつた者が労働基準法第七十六条第一項又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第二号の規定による休業補償又は休業補償費の支給を受ける間、その者に対し、休業補償又は休業補償費の附加給付として、当該休業補償又は休業補償費の額の三分の一に相当する額を支給する。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その療養の開始後五年を経過したときは、この限りでない。

第十二条第二項中「休業補償の額に相当する額」を「休業補償又は休業補償費及び前条の規定による附加給付の額の合計額に相当する額」に改める。

第十三条中「前二条」を「前三条」に改める。

第三章中第十三条の次に次の二条を加える。

(給付の制限)

第十三条の二 詐欺その他不正の行為によつてこの章の規定による給付の支給を受け、又は受けようとした者には、その給付の支給を受け、又は受けようとした日以後一年以内の期間、その者に支給すべき給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(給付の返還)

第十三条の三 詐欺その他不正の行為によつてこの章の規定による給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その支給を受けた者に対して、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、その給付の支給が、その者を使用し、又は使用していた者の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その使用し、又は使用していた者に対しても、支給を受けた者と連帯して、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 政府は、第二十六条の規定により事業主から負担金を徴収している場合において、前二項の規定により給付金の返還を受けたときは、労働省令の定めるところにより、その返還を受けた金額の二分の一に相当する額を当該事業主に還付する。

4 第二十七条の規定は、第一項又は第二項の規定により返還を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

第十四条中「第十条から前条まで」を「第十条から第十条の三まで及び第十一条から第十三条まで」に改める。

第十五条中「第十条から第十三条まで」を「第十条から第十条の三まで及び第十一条から第十三条まで」に改める。

第十七条第二項及び第十八条中「第十条から第十二条まで」を「第十条から第十条の三まで及び第十一条から第十二条まで」に改める。

第二十六条第一項中「第十条から第十三条まで」を「第十条から第十条の三まで及び第十一条から第十三条まで」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(健康診断等についての国の援助)

第三十八条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な場合には、使用者の行うけい肺健康診断等について援助を行うように努めなければならない。

(事業主に対する補助)

第三十八条の二 政府は、労働省令の定めるところにより、第八条第一項の勧告に係る労

働者を使用する者に対し、第十条の四第二項に規定する手当、補償、負担金、保険料等で労働省令で定めるもののうち同項の規定により増加する部分を補助する。

第三十九条から第四十一条までの規定中「第十条」を「第十一条」に改める。

第四十二条中「第十条から第十三条までの規定による給付を受ける権利及び」を「第十条から第十条の三まで及び第十一条から第十三条までの規定による給付を受ける権利並びに」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 統一かつ効果的ないけい肺予防対策の樹立及び実施に資するため、審議会にけい肺予防対策専門審議会（以下「専門審議会」という。）を附置する。

2 専門審議会は、前項の目的を達成するため、けい肺の予防方法の総合的研究を行う。

3 専門審議会は、毎年一回、審議会に対し、前項の研究の成果を報告する。

4 専門審議会は、専門委員二十名以内で組織する。

5 専門委員は、次の各号に掲げる者につき、労働大臣が任命する。

一 労働省労働衛生研究所の職員

二 厚生省国立公衆衛生院の職員

三 通商産業省工業技術院の職員

四 医学に関する大学（大学の学部を含む。）の教職員

五 工学に関する大学（大学の学部を含む。）の教職員

六 その他けい肺の予防に関して専門的知識を有する者

6 専門委員は、非常勤とする。

7 専門審議会に委員長を置く。委員長は、専門委員が選挙する。

8 委員長は、専門審議会の会務を総理する。

第五十条第一項中「給付」を「給付、補助」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律中第十一条第一項の改正規定、第十一条の次に一条を加える改正規定、第十二条及び第十三条の改正規定並びに附則第三項の規定は公布の日から、その他の規定は公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から、施行する。

（改正規定の施行前に作業転換等をした者に対する特例）

2 改正後の第十条から第十条の四までの規定は、第十条の改正規定の施行前に改正後の同条各号に規定する場合の一に該当するに至つた者についても、当該改正規定の施行後の期間について適用する。

（改正規定の施行前に療養給付及び休業給付を受ける期間が経過した者に対する特例）

3 改正後の第十一条、第十二条又は第十三条の規定は、改正前のこれらの規定による療養給付及び休業給付を受ける期間がこれらの規定の改正規定の施行前に経過した者についても、当該改正規定の施行後の期間について適用する。この場合において、改正後の

第十二条第一項ただし書中「その療養の開始後五年」とあるのは、「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）の公布の日以後におけるその療養の開始後三年」と読み替えるものとする。

（他の法律の一部改正）

- 4 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の三中「給付」を「給付及び補助」に改める。

第八条第六号の三中「給付及び」を「給付及び補助並びに」に改める。

- 5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第八号及び第六百七十二号第八号中「給付」を「給付（転換給付を除く。）」に改める。

（改正前の転換給付に対する公課の禁止に関する経過規定）

- 6 改正前の第十条の規定により支給を受けた転換給付の租税その他の公課に関する取扱については、第三十九条の改正規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

けい肺患者の療養についてその期間を延長するとともに、療養中の生活保障についてその率を高め及び期間の延長を行い、けい肺の進行を防止するための作業転換の促進を図るため作業転換に伴う収入の減少を防ぐ措置を講じ、並びにけい肺予防を統一的効果的に推進するためけい肺審議会にけい肺予防対策専門審議会を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額約二億三千万円（昭和三十三年度）